

## 戦国期上野赤見氏の動向

―後北条領国・武田領国への移住をめぐる―

関 口 明

はじめに

本稿は戦国期の東国を素材に、国衆の移住の様態を明らかにすると共に、その契機と移住が「家」の存続にいかなる意義を及ぼすものか、戦国大名の移住政策はいかなる意義を持つものか、を検討することを目的とする。

従来国衆の移住についての研究には若林淳之氏・細川涼一氏・柴裕之氏によるものがある。

まず若林氏は、甲斐武田氏（以下武田氏と略）が新たに獲得した地の領国化政策の一つとして、国衆の移住による勢力扶植があったこと。また彼等を中心として新しい百姓の取立てをはかり、経営の安定をはかったことが、武田氏の移住策であったと指摘されている。<sup>①</sup>

細川氏は、尼子氏に従って近江から出雲に赴いた米原氏の移住を取り上げ、主君を度々変えた行動を、戦国大名権力からの国人領主の独立性を示しているものであると評価されている。<sup>②</sup>

柴氏は、武田氏の駿河・遠江支配の政策の中で、小笠原信興の移住策があり、それは織田・徳川両軍との戦いを前提とした「当家興亡」の危機意識を国衆に持たせることにより、合意を得た上で実施された政策であると指摘されている。<sup>③</sup>

しかしこれらの説は戦国大名権力との関係から副次的に移住について述べられたものであり、移住を主題に据えたもの

ではない。そこで本稿では上野国の国衆赤見氏の動向を検討し、移住の実態と意義について考察したい。

まず赤見氏を取り巻く上野国の状況を確認しておきたい。戦国末期の上野国は守護であった山内上杉氏の影響力が消滅した後、戦国大名の成長が見られず、有力な国衆が割拠している状態となった。これを見て周辺に位置する戦国大名（後北条氏・武田氏・越後上杉氏（以下上杉氏と略））は上野国を領国とすべく進出してきたが、結局何れも直接の分国とすることが出来なかったことは従来指摘されている通りである。また上野国の国衆の研究では特殊な地域性を踏まえて、それぞれの国衆が周辺の戦国大名に属し、地域的領主制を敷いていたことが明らかにされている。<sup>4</sup> こうした国衆の理解について黒田基樹氏は、後北条氏と有力他国衆の関係を事例として（1）有力他国衆は後北条氏に従属することで地域的公権力になり得たと同時に、後北条氏の領国・公儀に包摂されたものであったこと。（2）他国衆の地域的公権力は後北条氏の公儀権力に従属する下位の領域公権で、二重の公権力の構造であったこと。（3）後北条氏の国衆統制の形態は、軍役・普請役・出銭の賦課であり、国衆の従属を具体的に表した行為は、起請文の提出、所領の給付、小田原への出仕、証人の提出であるという見解を示されている。<sup>5</sup> 本稿では黒田氏の国衆論を踏まえ、戦国大名と国衆にとっての移住の意義について考察したい。

今回とりあげる赤見氏は、有力国衆が領域内で独自に段銭・棟別銭・普請人足などを収取しているのに対し、在地への発給文書も見られず規模の小さい国衆であるといえる。こうした規模の小さな国衆の動向の理解を深めることも戦国期信濃・上野の政治・社会を考える上で必要不可欠と思われるので、以下に具体的考察を進めていきたい。

### 赤見氏の系譜について

従来、赤見氏の具体的動向については明らかにしているとは言えない状況である。赤見氏は下野国佐野氏の一門であ

るが、上野国沼田に本拠を置く沼田顕泰（万鬼斎）の妹が入嫁し、その後男子が生まれなかった為に天文年間に再び沼田氏から顕泰の子の六郎綱泰が養子に入ったとされている。その後、天正十年（一五八二年）以降、後北条氏に属し、沼田城の真田昌幸と対峙している様子が見られる。<sup>(6)</sup>

赤見氏についての論考は子孫にあたる赤見初夫氏のものをはじめ複数存在しているが、<sup>(7)</sup>その内容は、『加沢記』『沼田根元記』『吾妻記』等編纂物を中心とした解析に比重がおかれている。またいずれも武田氏滅亡後の記事が中心である。武田氏との関係については触れてはいるものの政治状況・軍事状況などを踏まえた考察が必要であろう。さらに従来『加沢記』『沼田根元記』『吾妻記』などの二次史料を根拠とした赤見氏の理解からの前進の為に、一次史料を中心とした考察も必要であると考ええる。

ちなみに赤見氏の系譜については『平姓赤見氏系譜』<sup>(8)</sup>と、赤見氏の子孫が師岡氏と改め、当時仕えていた松代藩真田家へ寛政期頃に提出した『御家中系図』<sup>(9)</sup>がある。前者は沼田綱泰（六郎称赤見後改山城守 文禄三甲午二月五日卒 号寒松庵 法名宗哲）―昌泰（源七郎後改七郎右衛門尉山城守 寛永二年七月九日卒 干時年七拾五 法名宗益）―重吉（師岡源兵衛ト号同苗伊与守名蹟）と三代にわたる親子関係をあらわしており、一方後者は沼田綱泰（赤見六郎ト号 後山城守ト号 以下略）―泰據（赤見七郎右衛門 後山城 九十余才法鉢 百有余才ニ而病死 以下略）―泰重（赤見源七郎又七郎右衛門 行年八十八才死 寛永元年甲子七月九日 法名宗益）―重俊（赤見千寿丸 源七郎 七郎右衛門 後師岡源兵衛 永禄十二年己巳信州佐久郡ニ而出生 八十五才ニテ死 承応二年癸巳八月廿一日 松代長国寺ニ葬 室師岡伊予守女 聶養子トス 是ヨリ師岡ト号 以下略）と四代にわたる親子関係を記している。もっとも江戸期に入ってから系譜という性質上、齟齬や不明確な点があることが考えられるが、他の史料や文書一覧との分析により、補いたい。

まず、両者を比較して理解できることは①両者とも綱泰が赤見氏を名乗った初代であること。②前者の二代目昌泰の没年が寛永二年七月九日で法名が宗益であるのに対して、後者三代目泰重の没年が寛永元年七月九日で法名が宗益であり、

没年こそ一年の相違があるが法名が同一なこと。③前者二代目昌泰の次代(重吉)が師岡源兵衛と称したのに対し、後者三代目泰重の次代(重俊)も師岡源兵衛と称したこと。またいずれも師岡伊予守の名跡を継いでいること。④後者三代目泰重は没年から計算すると、生年は天文五年(一五三六年)であり、そこから仮定すると二代目泰重の生年は永正後期(一五一〇年代)と推測され、更に初代綱泰の生年は明応年間(一四九〇年代)くらいと推測できること。等である。

これらの検討から、①については綱泰が初代と捉えて良いと思われる。次の②は前者二代目の昌泰と後者三代目泰重は没年齢こそ相違があるが、没年が丸一年違いで、法名も同一であることから同一人物ではないかと考える。③については②の検討に加え、両者とも師岡源兵衛と称し、同じく師岡伊予守の名跡を継いでいることから、前者三代目重吉と後者四代目重俊は同一人物ではないかと考えた。④両者に見える初代綱泰の父顕泰(万喜齋)が永禄四年(一五六一年)に確認されること<sup>(10)</sup>から、後者系譜には不自然さが残る(つまり後者系譜では、綱泰の生年が明応期と推測すると、父顕泰の生年はおよそ文明年間になることになり、顕泰の永禄四年の活躍は想定しづらくなる)。以上のことから②で想定した昌泰(泰重)と初代綱泰との関係は祖父と孫とは考えづらく、綱泰と前者泰重は年代的に同一人物か兄弟であると推定され、その子が昌泰(泰重)であると推測する<sup>(11)</sup>。

これらの結果と文書一覧(表1)を勘案すると、以下のように考えられる。

沼田顕泰―綱泰(泰重)と同一人物か、あるいは兄弟か)―昌泰(泰重)―重吉(重俊)

本稿では右の系譜を想定し以下に考察を行っていきたい。(尚、便宜上以下では綱泰、昌泰、重吉の呼称とする。)ちなみに赤見氏の関係文書一覧が表1である。(以下表の文書番号を①などと表す。)

まずこの文書一覧と系譜から人物の特定を行っておく。

表1 赤見氏関係文書一覧(作成筆者)

西暦	年月日	史料名	宛所	署判	記事内容	出典	赤見氏所在
①	1547 天文16. 8. 6	武田晴信感状写	赤見源七郎殿	晴信 御判在	「於信州佐久郡小田井原合戦、頭等討捕之条、神妙之至候」 後筆「此源七郎七郎衛門親也」	戦武1-226 兵庫具藤 山崎赤見家文書	信州
②	1558 永禄元か12. 5	北条康元書状写	赤見山城守殿	沼田康元	「自高山懸除候付而、貴殿御使者として同道候處、被為抽我等 に」 「此山城へ奉様也」	安中市史 4巻 173 安中市史 4巻 174 号 赤見家略 号 赤見家文書	上野
③	1558 永禄元か12. 28	北条氏康感状写	赤見山城守殿	氏康	「甲斐へ逃候、仍本意之上、於上州、望之知行可出置候、若又此方到 来候へ、蒲州望之地を可合扶御候」 「此山城へ七郎右衛門親也」	戦武2-900 兵庫具藤 山崎赤見家文書	上野
④	1564 永禄7. 6. 14	武田信玄書状写	安中重盛(安中重盛か)	信玄(花押)	「赤見山城事、最前より当方へ忠節の者」 「此山城七郎衛門親也」	戦武2-932 長野市 「松城藩士系譜抄」	上野
⑤	1565 永禄8. 3. 14	武田家朱印状写	赤見山城守殿	竜朱印影	「其方比官信州令非御者」 「綱索事也」	戦武2-932 長野市 「松城藩士系譜抄」	上野
⑥	1565 永禄8か9. 18	上杉輝虎書状	赤見六郎左衛門尉殿 斎藤平野守殿	輝虎(花押)	「甲・信之謀謀并越中口之事、節々注進申一候」	上越市中 別編1-474 天寧寺文書	越後
⑦	1565 永禄8. 9. 21	安中繁繁書状	下総守殿(安中)	左近大夫 景繁 (花押)	「赤見山城守一跡之儀、貴所江進置之候」	戦武2-955 館林市安 中家文書	上野
⑧	1567 永禄10か6. 28	赤見宗繁書状	藤原直龍坊法印弘應 御同行中	赤見式部大夫宗繁(花押)	「御正天之御神田、様々承候上、相違令申候、委細重而可申合 候間」	佐野市史 資料編 1- 138 小野寺文書	下野
⑨	1567 永禄10か6. 28	赤見宗繁書状	藤原直龍坊法印弘應 御同行中	赤見式部大夫宗繁(花押)	「来度辰之秋、於信府近辺進退相当之知行、必可被宛行候」	佐野市史 資料編 1- 139 小野寺文書	下野
⑩	1567 永禄10. 12. 27	武田家朱印状写	赤見因幡守殿・藤方左衛門殿	山根三郎兵衛宗繁(朱印)	「於信州小県郡五十之郷之内、武治貴文之所被下置候」	戦武2-1226 真田宝物 館所蔵「松城藩士系譜抄」	上野
⑪	1568 永禄11. 4. 5	武田家朱印状写	赤見七郎(左脇か)衛門尉殿	(信玄御朱印在)山根三郎兵衛宗繁	「此間神尾和泉守抱之地并御蔵本被下置候」	戦武2-1255 京都府赤 見家文書	信州
⑫	1568 永禄11. 4. 5	武田家朱印状写	同(赤見七郎左衛門尉)	(意朱印在)山根三郎兵衛宗繁	「右之十六人其方比官共無紛者被返下候、如前々可召使候由」	戦武2-1256 真田宝物 館所蔵「松城藩士系譜抄」	信州
⑬	1568 永禄11. 6. 12	武田家朱印状写	赤見山城守殿(綱索)	(意朱印在)山根三郎兵衛宗繁	「於信州飯山頭等へ討取」	戦武2-1280 真田宝物 館所蔵「松城藩士系譜抄」	信州
⑭	1568 永禄11. 7. 10	武田信玄感状写	赤見源七郎殿	信玄(御判有)	「駿州へ押入候之刻、於窪(窪)埴峠、頭等へ討捕条」	戦武2-1293 京都府赤 見家文書	信州
⑮	1568 永禄11. 12. 12	武田信玄感状写	赤見源七郎殿	信玄(御判在)	「如異人之知行、赤見因幡守粮物、可致送者也」	戦武2-1340 京都府赤 見家文書	信州
⑯	1569 永禄12. 4. 3	武田家通書写	小田郷分之百姓	跡部大炊助宗近(御朱印)	「根井(佐久郡)之内、其方知行分貳把稱之事、為御重恩、御 免許候者也、仍如件」	戦武2-1386 長野県 「御國家略条」	信州
⑰	15722 壬月晦日	武田信玄朱印状写	赤見山城守殿	赤見右近助宗近(朱印)	「該合申度候、赤見取致取向人ニ一人被越可申越候」	信濃史料 19巻 P583 「赤見家」丹波	信州
⑱	1573 (天元元)6. 26	上杉謙信書状	長尾左衛門殿(意景)	謙信(花押)		群馬県史 卷7 2756 兵 團具赤見家文書	上野

戦国期上野赤見氏の動向

関口明

①	1573	元亀4. 11. 14	武田家朱印状写	赤見七郎右衛門殿	〔信玄御朱印印の跡部大炊の助奉〕	〔信州下郷物 三拾貫文、同州塩平 六貫文、同六石 如此被下置候〕	戦武3-2206 兵庫県赤見家文書	信州
②	1578	天文10. 吉辰	武田家朱印状写	赤見山城守	〔奄領書出〕	〔度至其表蓋信差立候処、最前忠貞謙感入候、仍九百貫文所出置候〕	戦武6-4327 「賜蘆文書」三十四	信州
③	1578	天文6. 6. 21	武田家朱印状写	桃井綱千代殿	〔但招知之・城主赤見(小六郎)・吉江(丹波守) 助忠郎、於被置置地ニ候〕	〔其他諸請用心、悉而不可有由断候〕	戦武4-2950 内閣文庫所蔵「新編松平康元日記」九十五	越後
④	1578	天文6. 6. 22	上杉景勝書状	吉江民部少輔殿 赤見小六郎殿	〔自赤見・吉江所使者到来付而〕「好十赤見・吉江両人、其方道々懇切不可有疎略候」	〔今度動・生かけ・する屋・おひなた三ヶ所、三日之内ニ貴落刻、敵多被討捕、赤見及高名無比類致〕	上越市史 別編2-1 504 天壽寺文書	越後
⑤	1578	天文6. 9. 9	武田勝頼判物写	赤見小六郎殿	〔「自赤見・吉江所使者到来付而」〕「好十赤見・吉江両人、其方道々懇切不可有疎略候」	〔今度動・生かけ・する屋・おひなた三ヶ所、三日之内ニ貴落刻、敵多被討捕、赤見及高名無比類致〕	戦武6-4281 榊馬文行 井通氏所蔵「武田吉業」	越後
⑥	1578	天文6. 9. 9	武田勝頼判物写	赤見小六郎殿	〔「自赤見・吉江所使者到来付而」〕「好十赤見・吉江両人、其方道々懇切不可有疎略候」	〔今度動・生かけ・する屋・おひなた三ヶ所、三日之内ニ貴落刻、敵多被討捕、赤見及高名無比類致〕	戦武5-3199 石川眞 本誓寺文書	越後
⑦	1579	天文7. 7. 11. 18	武田勝頼書状	仁科五郎殿(盛信)	〔越国諸乱之刻、最前被置置当幕下〕「信州奥郡飯山内丘某分并平右衛門芳式白貫文出置候」	〔「只今種知上り罷指候條、赤見(伊勢守)・吉江両人、足弱衆置所無御座より、一昨日吉退留付」	戦武5-3269 石井進 氏所蔵「辰田吉業」	越後
⑧	1580	天文8. 3. 6	武田勝頼判物写	赤見伊勢守殿	〔「只今種知上り罷指候條、赤見(伊勢守)・吉江両人、足弱衆置所無御座より、一昨日吉退留付」	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出者也」〕是ハ上州中山之賊ニ體在候内〕	戦武5-3670 上杉博 物館所蔵「上杉文書」	越後
⑨	1582	天文10. 3. 2	八重森家昌書状	長井丹波守殿(昌秀) 參御宿所	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出者也」〕是ハ上州中山之賊ニ體在候内〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2976 赤見昌 徳氏所蔵文書	信州
⑩	1582	天文10. 7. 15	北条家朱印状写	赤見殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2386 師岡家 略案	信州
⑪	1582	天文10. 7. 28	北条氏邦判物写	赤見山城守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2388 師岡家 略案	信州
⑫	1582	天文10. 7. 28	北条氏邦判物写	赤見山城守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2917 赤見昌 徳氏所蔵文書	上野
⑬	1582	天文10. 7. 28	北条氏邦判物写	赤見山城守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2917 赤見昌 徳氏所蔵文書	上野
⑭	1583	天文11. 3. 晦日	北条氏直判物写	赤見山城守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2937 小室開 弘氏所蔵赤見文書	上野
⑮	1583	天文11. 3. 晦日	北条氏直判物写	赤見山城守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2937 小室開 弘氏所蔵赤見文書	上野
⑯	1583	天文11. 3. 晦日	北条氏直判物写	赤見山城守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2937 小室開 弘氏所蔵赤見文書	上野
⑰	1583	天文11. 6. 3	佐野宗綱書出	福地由羽守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	佐野市史 資料編 1-172 福地文書	下野
⑱	1583	天文11. 6. 13	北条氏邦判物写	赤見山城守殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北3-2950 師岡家 略案	上野
⑲	1587	天文15. 8. 26	長尾頼長書状	赤見常陸守殿・同 藤大藏御宿所	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北4-3169 彰考館 旧蔵岩英文書	上野
⑳	1588	天文16. 11. 10	北条氏忠朱印状写	福地帶刀殿	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	戦北4-3387 福地文 書	下野
㉑	1590	天文18. 4. 19	天徳寺了伯書状写	(宛所欠)	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	〔「各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感愧候、走廻次第、任意知行可宛行官、被仰出候」〕被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也〕	佐野市史 資料編 1-213 歴代古案凡	下野

註 出典 戦一武は『戦国遺文』武田氏編を  
載一北は『戦国遺文』後北条氏編を表す。

①には後筆で「此源七郎七郎衛門親也」とあって、七郎衛門(昌泰)の親である後の山城守綱泰であると考えられる。②には「此山城ハ泰據也」とあり、③にも後筆で「此山城七郎衛門親也」とあり、④にも「此山城七郎衛門親也」、⑤では「綱泰也」とあるところからすると、②の泰據と⑤の綱泰は同一人物かと推測され、山城守を称していたと思われる。また子息の七郎衛門であるが、『平姓赤見氏系譜』によれば実名昌泰とあり、源七郎・七郎右衛門尉とも名乗り、その後には山城守と称し寛永二年(一六二五年)に七十五歳で死去(『御家中系図』では泰重とあり、寛永元年八十八歳で死去)している。つまり⑦までの山城守が綱泰であると考ええる。次の昌泰であるが、⑪・⑫には(左脱か)、同(赤見七郎左衛門尉)と校訂されている。しかし、七郎左衛門は他に見られない為、七郎衛門のことであると推測される。つまり⑪・⑫・⑭・⑮は昌泰に宛てたものであり、またその後の⑰も昌泰宛ではないかと考えられる。さらに昌泰は⑳により山城守を継いだと思われる、以降の山城守は昌泰を指すものと考えられる。<sup>12)</sup>

### 天文期から永禄期にかけての去就

まず①であるが、天文十六年(一五四七年)に武田晴信が上杉憲政の援軍と佐久郡の小田井原で戦った折のものである。上杉勢は晴信に抵抗する佐久郡志賀城の笠原氏や笠原氏を援護する上野国菅原(現群馬県富岡市)の城主高田憲頼を助ける為小田井へ出陣した。この援軍は西上野の領主等によって構成されており、武田方の板垣信方・横田高松・多田三八等の軍に敗れ、約三千人の雑兵が討取られたという。<sup>13)</sup> この戦いの中で赤見源七郎が上杉勢と戦って得た感状である。『御家中系図』では綱泰の項に「武者修行ニ出テ甲州武田信玄ニ属」したのが武田氏に仕えた経緯であるとしている。赤見源七郎は①の中で「七郎衛門親也」とあることや、前出の『御家中系図』には綱泰のことと記載があることから後の山城守綱泰と推察される。

次の②は年次未詳となっているが、『戦国遺文』後北条氏編<sup>(15)</sup>では弘治二年カ(一五五六年)と比定しており、『安中市史』資料編<sup>(15)</sup>では、永禄元年(一五五八年)と比定している。後北条氏の上野進出と沼田氏について検討を行った黒田基樹氏は、永禄元年には箕輪長野氏・惣社長尾氏・厩橋長野氏・大胡氏などが後北条氏に帰属していることから北条康元の沼田氏継承はこの前後の時期のことと想定されており、明確な康元初見文書を永禄二年の八月七日付のものであると指摘されている。<sup>(16)</sup>久保田順一氏は永禄元年から永禄二年八月までの間に後北条氏の沼田侵攻が行われたとし、それは後北条氏の意を体した安中氏の吾妻郡攻略と同時期であったと述べられている。また②の年代比定については弘治三年であるとし、文中に出てくる高山の地名は、吾妻郡高山であると指摘し、後北条氏の吾妻郡侵攻に関係したものであると見解を示されている。<sup>(17)</sup>しかし吾妻郡の高山(現群馬県吾妻郡高山村)の地名は明治になってから、尻高村と中山村の各一字をとって高山と名付けられた点から考えると、確定は難しいと考える。また久保田氏はこれに関連して赤見氏が白井長尾氏の家臣で中山城主であったとの見解を示されているが、この点についても十分な検討が必要である。<sup>(18)</sup>

次に③は②などでの忠節による氏康の感状であるが、「今度始<sup>(19)</sup>中終走廻、忠節不浅候、扔本意之上、於上州、望之知行可出置候、若又此方到来候ハハ、猶相州望之地を可令扶助候(以下略)」とあり、赤見氏の帰属をより確実なものにしようとする意図が窺われる。この時期の赤見氏は後北条氏の一連の沼田侵攻に際し、安中氏の被官として後北条氏側になっていたことが、②・③から理解できる。

次に④であるが、永禄七年と期間があく。この間の永禄三年には長尾景虎が関東へ進出しており、安中氏も惣社長尾氏の指揮する「総社衆」として長尾景虎に属していたこと<sup>(20)</sup>から、赤見氏もその傘下として従っていたことが予想される。しかし、景虎が翌永禄四年に越後へもどると、再び後北条氏の圧力が及んできた。さらに永禄六年には武田氏の安中城攻略があり、安中氏は武田氏に降伏することとなる。<sup>(21)</sup>この④は武田氏への帰属の際に信玄から安越入道(安中重繁か)に出されたもので、この中で赤見山城守は、「赤見山城事、従最前当方へ忠節之者候、(以下略)」と積極的に武田氏に忠節を尽



くしている様子がみられる。

次の⑤は翌年の永禄八年に出されたもので

史料 A

(竜朱印)

其方比官信州令徘徊者、理当主人可召返、件牢人若為難決者、可有注進子細者也、仍如件、

乙丑三月十四日

(永禄八年)

(後筆)

「是ハ永禄八年也」「綱泰事」

赤見山城守殿

とあり、赤見氏の被官が信州へ徘徊して他主人に仕えている様子が見られ、赤見氏が武田氏に人返状の発給を求めた結果出されたものと推定される。

ところで④で武田氏に従ったと思われる安中氏であるが、上杉方の調略の手のびてきて永禄九年には信玄より「無同心条、無曲次第二候」と詰問されており、安中氏の武田氏への帰属は不安定なものであったことが指摘されている。<sup>22</sup>⑦では安中氏の宗家を継承していたと見られる安中左近大夫景繁から、一族の安中下総守へ「然者赤見山城守一跡之儀、貴所江進置之候」と赤見山城守の一跡が、与えられている様子が窺える。これは赤見氏が④・⑤から武田氏と結びつきを強めている様子と考えられると、この時期上杉氏側との関係が強まっていた安中氏より、知行地を召上げられた可能性も考えられる。その後結局は武田氏に従属することになる安中氏であるが、<sup>23</sup>この⑦以後は安中氏と赤見氏との繋がりは一切見られなくなる。これは、武田氏の傘下において赤見氏が、安中氏の被官から独立を果たし、独自の給人として位置づけられたことをあらわしていると思われる。赤見氏は安中氏が上杉氏に接近し去就が不安定な時期も、一貫して武田氏の下に属し、

相互の対立構造を利用した結果、従来の従属関係の解消につながり、自身の地位の上昇にも帰結することになったのではないかと思われる。以上が赤見氏が後北条氏（安中氏の被官）から武田氏へ仕えることとなる経緯である。

### 武田氏傘下における動向

④以降武田氏との関係が見られる赤見氏であるが、武田氏より信州で知行地を与えられる事例が見られる。⑩は赤見氏の一族と思われる赤見因幡守等に「来戊辰之秋、於信府近辺進退相当之知行、必可被宛行候（以下略）」とある。赤見因幡守は『御家中系図』では実名泰致とあり、綱泰の子となっている。⑪では赤見七郎衛門に「於干信州小県郡五十之郷之内、式拾貫文之所被下置候（以下略）」とある。小県郡五十之郷という地は存在が確認できないが、『信濃史料』十三巻では「阿曾郷」と比定しており、小県郡の塩田平周辺であったとしている。

次の⑫では「此間神尾和泉守抱之地并御蔵本被下置候、（以下略）」とある。ここで与えられた蔵本とは（1）倉庫を所有し、管理する。（2）年貢の管理・運用・販売に携わる。（3）高利貸機能を有する等の機能がある<sup>(25)</sup>ので、これら蔵本としての活動を武田氏より公認されたものと思われる。

次に⑬であるが、

#### 史料 B

あんせん・源三郎・与三・三郎二郎・与三郎・小次郎・七郎三郎・神六・太郎左衛門・甚田郎・七郎・五郎・太郎・三郎・三郎四郎・新六、

右之十六人其方比官共ニ無紛者被返下候、如前々可召使候由、被仰出候者也、仍如件、

（永禄十一年）  
戊辰六月十二日 御朱印 跡部大炊介

（竜朱印影）

（勝寛）

赤見山城守殿<sup>(細奉)</sup>

奉之

とあり、⑤で欠落した被官たちが見つかり、それを取り返す為に赤見氏が武田氏に発給の依頼をしたものと思われる。<sup>(26)</sup>この文書ではおそらく赤見氏が十六名それぞれの居場所を把握しており、複数の新しい主人等に仕えている被官たちの名前をそれぞれ記すことで、現主人に被官の所有の正当性を示し、個別に交渉して取り戻そうとする意図があったものと思われる。またここに見られる十六名は全て無姓であり、おそらく平時には農耕を主に行う存在であったと考えられる。

次の⑭は信州飯山付近で上杉氏側の勢力と対陣した際のものである。この戦いは上杉氏配下の本庄繁長が武田氏と呼応して反旗を翻し、武田氏はそれにあわせて飯山城を攻撃したが、上杉氏は飯山城に新発田氏・五十公野氏等の援軍を入城させた為、戦果は捗々しくなかったようである。<sup>(27)</sup>

次の⑮は信玄の駿河攻略の際に薩埵山で手柄をたてたことによる感状である。この文書の発給日である永禄十一年十二月十二日は、今川氏真勢が興津(清見寺から薩埵峠)で武田勢と抗戦をしていることから、<sup>(28)</sup>赤見源七郎は今川勢との戦いで手柄をたてたものと考えられる。

⑰は「根井(佐久郡)之内、其方知行分貳把稻之事、為御重恩、御免許候者也」とあり、曾祢右近助が奉者となって発給されたものである。この文書は無年号文書となっているが、閏年に出されていることがわかる。武田信玄の西上州侵攻後の閏年は永禄九年八月、永禄十二年五月、元龜三年正月である。奉者を勤めているのは曾祢右近助で後の曾祢内匠助昌世である。<sup>(29)</sup>曾祢昌世は武田義信の謀叛の際に飯富虎昌等とともに連座し、駿河国へ浪々しており、永禄十二年に帰参し、三増合戦の功によって後に駿河の興国寺城を守衛することになったという。<sup>(30)</sup>この経緯については明らかではないが、実際曾祢昌世の初見文書は三増合戦後の同年十月二十六日付文書<sup>(31)</sup>である。同年に帰参して直後の閏五月に奉者となった可能性も否定できないが、文言からも上州から移ってきてからある程度時間が経過した後に赤見山城守へ出されたものであるこ

とが予想され、元龜三年正月の方が可能性が高いのではないかと考える。ここでは赤見山城守が根井（現長野県佐久市）に知行地があったことがわかる。

次の⑬は山城守の子赤見七郎右衛門昌泰に出されたものである。これまでの忠節<sup>(32)</sup>に対して出されたものか知行を宛行われている。

## 史料 C

定

一、信州下畑物 三拾貫文

一、同州塩平 六貫文

一、同大石

以上

右、如此被下置候、自今以後武具等嚴重に相嗜、可勤軍役

之由、被 仰出者也、仍如件、

元龜四癸酉 (天正元年) 跡部大炊之助 (勝賢) 奉之

十一月十四日 信玄御朱印在

赤見七郎右衛門殿 (昌泰)

この時に宛行われたのは信州下畑物（現長野県南佐久郡佐久穂町大字畑）付近と塩平（在所不明）と大石（現長野県南佐久郡佐久穂町大字八郡）付近で三十六貫文であった。

以上から赤見氏は武田氏に従属後も各地で戦功をたて七郎衛門が⑬では信州小県郡で二十貫文、⑭では南佐久郡において三十六貫文の知行地を与えられ、赤見山城守は佐久郡根井に知行地を与えられていたことがわかる。

さて次に上野で進退が維持できなくなり、移住してきた赤見氏を武田氏が庇護した意義について考えたいと思う。

まずその前提として他国衆と譜代衆との相違点につき、黒田氏が幾つかの見解を示されているので以下確認しておきたい。(1)後北条氏では従属する国衆を他国衆と称しており、他国衆(先衆)は、当国衆(御譜代)に対する概念である。(2)他国衆の戦国大名に対する従属は、知行・同心の保証を受けることに對する軍役の負担という双務的關係よって成り立っており、譜代衆の人格的主従關係とは異なるものである。よって他国衆は「家人」「家来」であり、「家臣」(被官)ではない。(3)譜代とは大名から知行等を付与され、その「進退」を直接扶持される存在である。などが指摘されている。

また戦国大名の志向性は他国衆の譜代化にあったが、特殊な状況以外は為し得ていない。例外的に譜代と同質的・一体的存在とすることができたのは中小国衆であったことなどもあわせて指摘されており、それについては軍事上の編成で中小国衆が旗本衆として御馬廻衆と同じく当主直屬集團として配属されていることを例示されている。<sup>(33)</sup>

以上を踏まえて赤見氏の移住を考えると、武田氏にとって上野は分国の外に位置し、他国である。また上野の国衆であった赤見氏は、分国の外に位置する存在であり他国衆であるといえる。つまり武田氏がとった移住策は、他国(上州)からすでに分国化していた信州へ移住をさせることにより、当国衆(御譜代)と近い存在にする政策の意図があったと捉えられる。また知行等を付与し、その「進退」を直接扶持することにより、他国衆との關係(「家人」「家来」)から「家臣」(被官)へと変化させる意図もあったと考えられることから、分国内への移住策が中小国衆統制の一環として重要な政策の一つであったと言えるであろう。

それではこうした移住を遂行できる為にはどのような条件が必要であったのか。有力国衆は戦国大名への従属のもと自らの領域内で、段銭・棟別銭・普請人足を課し地域的公権力として存在していた。<sup>(34)</sup>一方、小国衆の場合自らの基盤を持たず、有力国衆の同心等として在地で存在していた。こうした自立性の相違が、小国衆が有力国衆と比較し、より戦国大名

に依拠せざるを得ない状況を生み出していると言えるであろう。この事例では他国（上州）から、すでに分国化していた信州への移住をさせることで、他国衆を当国衆（御譜代）と近い存在にする政策であったと考えるが、これは若林氏が主張する本国から新たに獲得した地への国衆移住策<sup>(35)</sup>と相反する政策であり、武田氏の移住策はこうした二面性を持っていたものであると言えるであろう。

### 後北条氏傘下での動向

天正十年（一五八二年）三月十一日に武田氏が滅んだ後、赤見氏は後北条氏に属し忠信を尽くしている。㊾の文書はその様子を表している。

#### 史料 D

各可有忠信由被申合段、交名書立披見、感悦候、走廻次第、任望（知行）可被宛行旨、被仰出者也、仍如件、

天正十年壬午

（北条氏邦）

七月十五日

安房守

奉之

赤見殿

相州屋刑氏直之御朱印、是ハ上州中山之城ニ罷在候内、

この時期北条氏直は氏照・氏邦を従え六月二十八日に碓氷峠を越えて佐久郡に侵入し、徳川方の依田信蕃の春日城（現長野県佐久市）を攻めてその南方二里の距離にある三沢小屋へ追ひ払い、さらに川中島方面に進出しつつ佐久郡の瀬津・

伴野・相木氏、小泉郡の室賀・小泉氏を配下にしていた。七月十二日には海野平（現長野県東御市）へ着陣し、上杉勢と対峙しており、翌十三日には佐久郡で味方となっていた高見沢氏<sup>(36)</sup>、井出氏等<sup>(38)</sup>に朱印状を発給している。しかし上杉勢の備えが強固な為、決戦することを避け、七月十九日には撤兵し佐久郡へと向かっている<sup>(39)</sup>。八月一日の時点では小諸に陣を敷いており、八月六日には甲斐国若神子（山梨県北杜市）に着陣している<sup>(41)</sup>。以上のような後北条氏の動向であった。

では⑦の文書を見てみることにする。ここでは後筆で「是ハ上州中山之城ニ罷在候内」とある。しかしこの時点ですでに赤見氏が中山城へ入城を果たしていたかは疑問である。天正十一年二月十九日付と思われる北條高廣から上杉氏家臣上條宜順宛書状には「然者氏直去夏信甲乱入、至干新府、家康二三月雖被对阵候、南軍（北条氏）一途之無功作、被遂和睦退散、翌月到干當国、氏政・氏直父子出張、白井表ニ在陣、以勢遣中山之地江相勤、彼地以計策請取、一普請有之、被相抱候（以下略）」<sup>(42)</sup>とある。後北条勢が新府に籠る徳川勢と対陣し始めたのは『家忠日記』天正十年八月六日条に「相州氏直押し候て、新府迄引取候、敵かけ付候、敵一里程ニ陣取候」<sup>(43)</sup>と見え、氏直が退却したのは同年の十月二十九日条で「氏直無事相済候てのき候」<sup>(44)</sup>となっている。つまり後北条氏が中山へ軍勢を動かし支配下に納めたのは信州からの帰路である天正十年の十一月以降と思われる。これは真田氏が後北条氏より徳川氏に所屬を移したのが、天正十年九月二十八日であることから真田氏への攻撃の一環であったと考えられ、史料Dが発せられた時点での中山には真田方が籠っていたと推測される。

さらに、天正十年十二月二十八日と思われる依田信蕃書状には「返々南方衆ハ沼田・我妻之間、中山之地取詰候、沼田一途無落着内者、当表行努々有間敷候」<sup>(46)</sup>とあり、また天正十一年正月六日付の北条氏政から白井長尾憲景にあてた書状でも「抑今度中山地其方兼而如演説、早々落居誠感悦不少候、此上沼田口・吾妻表一途有之様、御稼可為肝要候」<sup>(47)</sup>とあり、長尾憲景がかねてから積極的に中山への攻撃を主張し、後北条氏の手落ちたのは天正十年十二月末であったのは間違いない<sup>(48)</sup>。

『加沢記』<sup>(49)</sup>では真田方の中山城主中山右衛門が天正十年六月下旬からの戦いで死んだ後に赤見山城守が中山城へ入城したことが見える。しかし後北条氏が同年十一月以降に中山を攻撃し、後北条氏の手落ちたのは天正十年の年末のことと思われることから、赤見氏が入城したのはそれ以降であるといえよう。従ってこの後筆の部分は誤りであると推定される。次の<sup>(48)</sup>文書であるが、これは史料Dをうけて出されたものと推測される。内容は北条氏邦が赤見山城守の本領を安堵したものである。

### 史料 E

被抱来本領少茂不可有相違、如前々被致知行、直参ニ可致奉公之由被仰出候、少成トモ横合有之者、早々可被申上候、速ニ可被加御下知候、被官・百姓等相集、此度ニ可被走廻者也、仍如件、

(天正十年か)  
七月廿八日

氏邦御判

赤見山城守殿

ここで注目されるのは「被抱来本領少茂不可有相違、如前々被致知行、直参ニ可致奉公之由被仰出候」とある点である。「被抱来本領」とは武田氏より信州で与えられていた佐久郡などの知行地ではないかと考える。後掲の天正十一年の北条氏邦書状<sup>(51)</sup>文書)には「去年信州御乱入之時分も、最前ニ罷出候、致案内者走廻候、信州(徳川)家康江被仰付、従類召連、當国(上州)へ罷移候」とあり、この時点では佐久郡周辺で後北条氏に従っていたと推定される。また「直参ニ可致奉公之由被仰出候」とは、②③④⑦で安中氏の被官としての様子が窺えることから、今後は後北条氏の直参として奉公するようにとの意味に解釈される。

次の<sup>(49)</sup>文書は史料Eから十一日後の八月八日付で北条氏邦より赤見山城守に出されたものである。先にみた『家忠日記』では天正十年八月六日条で「相州氏直押出し候て、新府迄引取候、敵かけ付候、敵一里程ニ陣取候<sup>(50)</sup>」と北条氏直は若神子



(山梨県北杜市)に着陣しており、八月十二日付高城胤辰書状<sup>(51)</sup>でも「殊當口御動之様子者甲州號若神子地ニ被立御馬候、家康者本府中ニ在陣又新府中と申にも人衆二三千在陣候、彼地へ當御陣庭候間六七里程ニ而毎日鐵炮合候」とあり、徳川勢と対陣している様子が窺える。氏邦もおそらく氏直周辺に在陣していたと思われる。

史料 F

先年大聖院様(北条氏康)へ就始<sup>(52)</sup>中終之忠信、於上州一所可被遣之御証文拝見、誠以神妙候、尤御歸馬之上、一所可扶助候、聊有相違間敷者也、仍而如件、

<sup>(天正十年か)</sup>  
八月八日

氏邦御判

赤見山城守殿

ここに出てきた「先年大聖院様(北条氏康)へ就始中終之忠信、於上州一所可被遣之御証文拝見」とはおそらく③のことを指していると考えられる。またこの史料Fは先の史料Eから十一日後の発給と考えられるが、史料Eには「少成トモ横合有之者、早々可被申上候、速ニ可被加御下知候」とあることから、おそらく赤見氏の知行地佐久郡でも徳川方との抗争から「横合有之者」がいて混乱している事態となっており、赤見山城守が氏邦に上訴してきたことが想定される。氏邦は「尤御歸馬之上、一所可扶助候」と述べていることから、関東に戻ってから知行地を改めて与えるつもりであったと思われる。

次の③文書は上州において赤見山城守を寄親とし同心を五十七名預ける内容のものである。内訳は中山地衆十八名、沼田浪人六名、上川田衆十一名、下川田衆十名、須川衆四名となっているが、合計四十九名となっており整合性がとれないなど問題を残すが、沼田周辺で真田氏に対する備えとして組織されたものと考えられる。

③の文書は赤見氏の指南である氏邦から小指南である埴和康忠へ宛てたものである<sup>(52)</sup>。

度々申上候赤見入道事、先年越国江越候時分、御忠信申上候、

大聖院殿（北条氏康）御證文以下ニも致所持、去年（天正十年）信州御亂入之時分も、

最前ニ罷出候、致案内者走廻候、信州家康（徳川）江被仰付、従類召

連、當国（上野）へ罷移候、依之、松井田御領所之内貳貫文、屋敷共、

於信州御陣被下置候、如何共進退不罷成、有候扶持可被下敷、

赤見入道致参府候間、御糾明候而被申上尤候、恐々謹言、

（天正十一年）  
五月十七日

（併和康忠）  
岬伯

参

氏邦（花押）

ここでは氏邦が赤見入道のことについて（知行地のことか）度々岬和康忠に申し入れていることが窺える。なお「先年越国江越候時分」とは天文二十一年（一五五二年）以後北条氏が上杉憲政を追って越後まで軍勢を入れた可能性を示しているという<sup>(53)</sup>。さらに天正壬午の乱の際に信州に乱入した際に「最前ニ罷出」案内を勤めたこと、信州が徳川氏の領国となつた為、従類を召連れ上州へ移つたこと、信州の御陣において松井田御領所で二貫文と屋敷を与えたが、どうしても進退を維持できなくなつた為、扶持を得る為赤見入道が参府することなどの様子が窺える。以上から二つのことが理解できる。まず一つは赤見入道が小田原へ参府すると記されている点である。これは国衆の従属を具体的に表す行為の中に、小田原への出仕がある<sup>(54)</sup>のであるが、この場合は扶持を得る為の哀訴という側面が強いであろう。もう一つは赤見入道が天正壬午の乱後に上州へ移り、それは従類を引き連れた移住であつたことがわかる。佐久郡が徳川領になつたことによる在地領主等の上州への移住は他にも見られ、この時移住した国衆の中で依田信季は「信長御滅後、北條家相憑候慶、

家康与和与之節、信州家康へ被相渡候故、不慮ニ當国上野へ令牟人、惣社ト申地ニ住居仕候<sup>(55)</sup>と述べ、依田能登入道常林は「信州他之國ニ就罷成ニ上州ニ致牟人居住仕候<sup>(56)</sup>」依田季廣は「不思議之仕合を以、牟人仕候<sup>(57)</sup>」とそれぞれ述べている。いずれも天正壬午の乱の際、後北条氏の下に参陣した為に、その後信州で居住が出来なくなり、不本意ながら上野に移ってきた様子が窺える。赤見氏の移住も同様の契機であったと推測され、移住をすることが「家」を維持する為の唯一の方法であったものと考えられる。

またこの際、上州へ移る際に従類を召連れて移ったとあるが、具体的には誰を連れていったのであろうか。従類とは従属する家来や一族の意味がある<sup>(58)</sup>。例えばほぼ同時期には信州から上杉方を頼り移っていった者もあり、それらは「自信州被召連候譜代之者、或ハ取日那、或ハ他領跡住宅候共、早々被罷歸候而、此度本意之御稼肝要候（以下略）<sup>(59)</sup>」などと表されている。これらの信州から越後への移住に際し、逸見大悟氏は「日那を取る」という表現から「譜代之者」とは家に代々隷属してきた人々を指すのであって、所領を持つような武士は含まれないのではないかと述べている<sup>(60)</sup>。同じような状況下の赤見氏の<sup>(61)</sup>上州への移住も一族と譜代の被官を引き連れての移住であったと推定される。

③ 文書にも被官についての記述が見える。

#### 史料 H

去年以来忠信進退一進守手前之由、眞實至極悦過候、今度定可為本意候條、一進可扶助候、其内々之儀ハ依田又次郎為手作場預ヶ置候、彼屋敷江被官共相集可指置候、一所進上者、右下地者又次郎可出置候間、可被返者也、仍而如件、

(天正十一年)  
未六月十三日

氏邦御判

赤見山城守殿

ここで与えられた依田又次郎の手作場は西上州板鼻周辺（安中市）であったと考えられているが、「彼屋敷」に被官どもを集め置くように命じられている。

ここでは「被官共相集」と表現されていることから、一部分散化している様子は見られるものの、赤見氏が「従類召連」で信州から連れてきた被官もいたと推測される。

このように国衆等が新しい知行地へ移住するにあたっては、従来からその地に居住していた者とのかわりが、慎重を要する課題になってくると思われる。何故なら移住してきた者と、在地の諸勢力との間で共存不可能な部分もあることが予想されるからである。<sup>(62)</sup>

赤見氏の事例ではないが、天文十七年（一五四八年）六月二十四日に依田宮内大輔が、佐久郡田口領に知行地を与えられた際の事例では「今度信州忿劇之砌、其方至親類被官 或捨在所 或令籠城 昼夜粉骨、偏ニ父子忠信故候 因茲田口領中之事 無相違出置候 此内除中村郷也 然而田口家中之者事 此已前馳參之儀者 知行等晴信任判形出之 其方可為同心候 自今以後者不撰大小 被官ニ可被申付者也（以下略）」<sup>(63)</sup>とある。天文十七年の上田原の戦い以降の「忿劇」により、依田宮内大輔は親類・被官とともに在所を捨て粉骨を尽くしたので、田口領（現長野県佐久市）が与えられた。しかし田口領は城主田口長能が同年八月十八日に小山田信有に攻められていることから新しく依田宮内大輔が与えられた知行地も横合非分が多かったものと思われる。ここでは田口家中でこれ以前に武田氏に従った者は、依田宮内大輔の同心とすること。今後は大小にかかわらず被官とするよう命じられている。

この事例は「忿劇」下の状況であるので必ずしも一般化出来ないかも知れないが、赤見氏の上州から信州への移住と信州から上州への移住にあたっては、自らが率いてきた被官とともに、新しい知行地で被官とした者たちも存在したことが予想される。

以上を小括してみると、従来赤見氏については『加沢記』の記述などから天正十年以降における上州中山での真田氏との抗争の部分を取り上げられることがほとんどであったが、永禄初期の後北条氏への従属、永禄七年頃からは武田氏への従属と信州への移住、そして武田氏滅亡後の天正壬午の乱にあたっては後北条氏に再び従属し、信州の徳川氏への国分と

ともに上州へ再び移っていったことを政治状況・軍事状況等にふれながら取り上げてみた。また国衆の移住は一族と譜代の被官を含んだ共同体の移住であったことも、一例として取り上げてみた。なお移住をすることで「家」を存続させてきた赤見氏は北条氏の滅亡後、真田氏に仕えた系統(師岡氏と改める)、平藩、篠山藩、古河藩、高崎藩に仕えた系統、帰農した系統などに分流したとい<sup>(65)</sup>う。

## おわりに

はじめにでも述べたようにこれまで国衆の移住についての研究はほとんど無かったと言って良い。こうした研究状況を受けて特に赤見氏を事例として取り上げたものである。要点をまとめると、赤見氏の移住の意義としては、赤見氏が武田氏に従属するに際し、前提として武田氏・上杉氏の争いに安中氏を含めた相互の対立構造があり、赤見氏はその期を利用した結果、従来の従属関係の解消につながり、自身の地位の上昇につながる意義があったこと。天正壬午の乱後の移住では、後北条氏の下に参陣した為に、その後信州で居住が出来なくなり、不本意ながら上野に移らざるを得ない移住であったこと。そして移住をすることが「家」を維持する為の唯一の方法であったこと。さらに中近世移行期に国衆の移住に従属し同行する階層は「従類」であり、一族と譜代の被官であったことなどもあわせて指摘しておきたい。また武田氏の国衆統制の一環として中小国衆の移住策があり、それは他国(上州)からすでに分国化していた信州へ移住をさせることにより、当国衆(御譜代)と近い存在にする政策の意図があったと捉えられること。また知行等を付与し、その「進退」を直接扶持することにより、他国衆との関係(「家人」「家来」)から「家臣」「被官」へと変化させる意図があったと考えられること。戦国大名がそれを遂行できる条件は中小国衆が有力国衆と比較し、より戦国大名に依拠しなければ「家」を維持できない存在であったことなどが指摘できる。これは若林氏が主張される本国より新たに領国とした地への国衆移住策

と相反する政策であるが、武田氏の国衆移住策はこうした二面性を持ったものであったことが指摘できるであろう。本稿では従来とりあげられる事例の少ない中小国衆の移住について述べてみた。今回は上野の一國衆の事例の検討に留まったが、今後は様々な國衆の検討を通じて戦国大名の移住策についての議論を深めていく必要があるだろう。

## 註

- (1) 若林淳之「武田氏の領国形成 富士山麓地方を中心に見た」『地方史静岡』創刊号 一九七二年 静岡県立中央図書館編
- (2) 細川涼一「近江米原氏と尼子勝久」『日本歴史』五八八号 一九九七年 吉川弘文館
- (3) 柴裕之「武田勝頼の駿河・遠江支配」『武田勝頼のすべて』柴辻俊六・平山優編 二〇〇七年 新人物往来社
- (4) 『群馬県史』通史編三 中世 一九八九年。黒田基樹「戦国大名と外様国衆」 一九九七年 文献出版。久保田順一「室町・戦国期上野の地域社会」二〇〇六年 岩田書院
- (5) 黒田基樹「戦国期外様国衆論」『戦国大名と外様国衆』 一九九七年 文献出版
- (6) 『加沢記』『沼田根元記』『吾妻記』群馬県史料集三巻戦記編1 群馬県文化事業振興会
- (7) 赤見初夫「赤見氏と沼田氏―吾妻・利根に來住した赤見氏―」『沼田城』二二号 一九六八年(a)、同著「沼田真田藩への仕官と帰農―赤見・師岡・矢野一族の場合―」『長野』一三三号 一九八五年(b)、同著「真田氏領と赤見山城守」『沼田万華鏡』二七号 一九八五年(c)、同著「先祖ゆかりの赤見町を訪ねて」『群馬歴史散歩』九十七号 一九八九年(d)、同著「榛名峠城と権現山城及び雨乞山の要害について―城の変遷とその位置をめぐって―」『群馬文化』二三九号 一九九四年(e)、同著「下川田城小林文右衛門について」『群馬歴史散歩』一六三号 二〇〇〇年(f)、『高山村誌』一九七二年、山崎一「群馬県古城址の研究」補遺篇 下巻一九七九年 群馬県文化事業振興会、『子持村誌』上巻一九八七年
- (8) 『赤見系譜』東京大学史料編纂所
- (9) 『信濃国松代真田文書 御家中系図』国文学研究資料館
- (10) 栗原修「上杉越山と上野沼田氏」『戦国史研究』三〇号 一九九五年
- (11) 前掲註(7)『子持村誌』上巻所収の赤見初夫氏作成「赤見氏略系図」では、泰據(拠)は昌泰の兄になっており、この点は明確

(12)

にできないが、いずれにしても綱泰と昌泰の関係は祖父―孫の関係ではなく、年代的に親子関係が妥当であろう。赤見氏には別系統と思われる一族が多数存在する。赤見山城守系と混乱をきたさぬ様に以下に整理しておく。

(下野国の赤見氏)

『加沢記』では上州の沼田万鬼斎の子である六郎が、下野佐野氏の一門赤見氏に天文期に養子にいった記述がなされている。しかし赤見山城守(綱泰)、が武田氏のもとで活躍が見られる時期に⑧・⑨のように下野佐野周辺にも赤見氏が活躍している様子が見える。⑧・⑨の宛所の貞灌坊は佐野氏被官小野寺氏の一族で下野国内の先達や山伏らを支配する立場にあったという。(『沼田町史』六巻通史編 上) また⑩・⑪文書のように赤見山城守が後北条氏のもとで活躍が見られる最中に、⑫文書のように佐野氏のもとにも赤見六郎が存在していることが明らかである。沼田氏から下野佐野氏へ養子に入ったか否かについては、明確に出来ないが、以上のように佐野氏被官赤見氏と赤見山城守は別流であったことは明らかと言える。

(越後国の赤見氏)

越後国にも赤見氏は存在する。⑬では上杉輝虎配下で西越後にいると思われる赤見六郎左衛門が見られる。また⑭の文書には越後国招知城主(現新潟県糸魚川市)として見られ、更に⑮⑯文書にも見られる。これは甲越同盟の条件として招知城が武田氏に引き渡されたことに関連した文書であるとの見解も出されている(池田嘉一『史伝上杉謙信(全)』一九七一年 中村書店)。また上杉家の文禄三年定納員数目録(『新潟県史』別編三 人物編)には赤見外記が見え「元来佐野天徳寺衆」とあり、佐野氏被官赤見氏との関係も窺われる。『佐野市史』によると上杉氏の佐野攻略は永禄四年から始まっており、永禄七年には佐野氏の居城唐沢山城が落城している。また永禄十年の佐野攻略の際には輝虎が佐野昌綱の養子虎房丸と、佐野氏の証人(人質)三十余人、色部勝長等の佐野籠城衆を連れて越後に戻ったと記述されている。この際に佐野氏被官赤見氏一族も越後へ赴いた可能性もある。いずれにしても永禄四年からの一連の佐野攻略と因果関係があるものと考えられる。しかしこれも赤見山城守とは別流と思われる。

(白井長尾氏被官の赤見氏)

『加沢記』では赤見山城守が白井長尾氏の家臣と出てくる。しかし白井長尾氏と赤見氏とのつながりが示される文書は⑯のみである。黒田基樹氏は⑯について「白井長尾氏の重臣牧氏と並んで赤見氏の名が見えるが、同氏が白井長尾氏の家臣であったことを示す徴証は他史料から窺うことはできない」(『白井長尾氏の研究』『戦国大名と外様国衆』文献出版 一九九七年)との見解を

示している。赤見氏一族が白井長尾氏領域にいた可能性があるが、天正壬午の乱後に上州中山に入る赤見山城守はこの時期に武田氏の被官になっていることが明らかであるので、これも赤見山城守とは別系統であると推察される。

- (13) 『佐久市志』歴史編(2) 中世 佐久市志編纂委員会
- (14) 「師岡家略系」『戦国遺文』後北条氏編一卷 五三三号文書 東京堂出版
- (15) 『安中市史』第四卷 原始古代中世資料編 二〇〇一年
- (16) 黒田基樹「北条氏の上野進出と沼田氏」『戦国大名と外様国衆』文献出版 一九九七年
- (17) 久保田順一「上杉憲政の越後入り」『群馬文化』第二五五号 一九九八年。後に「上杉氏守護領国体制の終焉」と題し同著『室町・戦国期上野の地域社会』に再録
- (18) 『角川日本地名大辞典』10群馬県 一九八八年 角川書店、また毛呂権蔵『上野国志』(復刻版) 一九七六年 文献出版・富田永世「上野名跡志」一九〇一年 万巻堂書店でも明治以前に高山という呼称があった記事はない。
- (19) 赤見氏が白井長尾氏との関係を示しているものは文書一覽⑱文書のみであり、白井長尾氏の家臣であったことを示す徴証は他史料からは窺えないことを黒田基樹氏は指摘しており(「戦国期白井長尾氏に関する基礎的考察」『武田氏研究』13号。後に「白井長尾氏の研究」と題し『戦国大名と外様国衆』文献出版 一九九七年に再録)、今回網羅的に文書を収集した上でもその指摘は妥当であると思われる。また赤見氏がこの時期に中山城主であったことを示す史料は存在せず、中山との関係は天正一一年の文書一覽⑳に初めて見られる。
- (20) 黒田基樹「戦国期上野安中氏に関する基礎的考察」『武田氏研究』一一号 一九九三年。後に「安中氏の研究」と題し、『戦国大名と外様国衆』文献出版 一九九七年に再録
- (21) 前掲註(20)
- (22) 前掲註(20)
- (23) 「生島足島神社文書」『戦国遺文』武田氏編二巻 一一五六号文書 東京堂出版
- (24) 『信濃史料』一三巻 信濃史料刊行会編
- (25) 阿部浩一「甲賀郡山中氏の高利貸活動と寺社経営」『中世人の生活世界』勝俣鎮夫編 一九九六年 山川出版社所収。後に同著『戦国期の徳政と地域社会』二〇〇一年 吉川弘文館に再録



- (26) この事例では鈴木将典氏が「甲州法度十五条・十六条の他人に仕えた被官や奴婢を元の主人が見つけてもすぐにこれを連れ帰ることを禁止する。まず今の主人の元へ返すこと」という条文の内容と一致するものであると指摘している。(鈴木将典「被官の安堵」『日本歴史』七〇一号、二〇〇六年 吉川弘文館)
- (27) 原田和彦「信濃にとつての川中島合戦」『川中島合戦再考』飯山市編 新人物往来社。この④文書の内容では、信玄の「眼前ニ而仕合」という表現から、信玄が飯山近くまで進出していたことが想定されるが、鴨川達夫氏は四日後の七月十六日の時点で、信玄が越河すると述べていることから、川中島付近にいと推定され、この文書の真偽につき、疑義を呈されている。(鴨川達夫「武田信玄と勝頼」文書にみる戦国大名の実像」二〇〇七年 岩波書店)
- (28) 前田利久「武田信玄の駿河侵攻と諸城」『地方史静岡』二二号 一九九四年
- (29) 服部治則「武田勝頼家臣の官途名・受領名について」『甲斐路』二二号 一九七二年
- (30) 上野晴朗『定本武田勝頼』一九七八年 新人物往来社
- (31) 「松木文書」『戦国遺文』武田氏編二巻 一四六六号文書 東京堂出版
- (32) その他赤見七郎左衛門の動向がわかるものでは前掲註(9)「御家中系図」に詳細不明ながら駿河田中城の番手衆三十八人の一人として籠っていた形跡を表す断簡の写しが収録されている。
- (33) 前掲註(5)
- (34) 前掲註(5)
- (35) 前掲註(1)
- (36) 平山優「天正壬午の乱―信長死後の旧武田領争奪戦について―」『能見城跡』一九九八年 菲崎市教育委員会
- (37) 「高見沢文書」『戦国遺文』後北条氏編三巻 一三七〇号文書 東京堂出版
- (38) 「井出昶氏所蔵文書」『戦国遺文』後北条氏編三巻 一三七一号文書 東京堂出版
- (39) 前掲註(36)
- (40) 「武州文書」『信濃史料』一五巻 三六三頁 信濃史料刊行会
- (41) 増補『統史料大成』一九巻 家忠日記 臨川書店 一九九七年
- (42) 「江口文書」『群馬県史』資料編七中世三 三三二六号文書

- (43) 前掲註(41)
- (44) 前掲註(41)
- (45) 『沼田市史』通史編一 古代・中世
- (46) 「柳沢文書」『群馬県史』資料編七 中世三。「群馬県史」では永禄六年の比定をしているが、斎藤慎一氏・柴辻俊六氏の主張する天正十年説が「徳川勢が甲府へ近日到着する」等の内容から自然であると考える。(斎藤慎一「上野中山城の一考察―中世城郭研究への一提言」『中世城郭研究』創刊号 一九八七年。後に「境目」の城の構造的性質」と題し同著『中世東国の領域と城館』に再録 二〇〇二年 吉川弘文館。柴辻俊六「戦国期信濃依田芦田氏の考察」『信濃』五七巻四号 所収 二〇〇五年)
- (47) 「上杉文書」一一『戦国遺文』後北条氏編三巻 二四七六号文書 東京堂出版
- (48) この点につき斎藤慎一氏は前掲(44)論文の中で、天正十年閏極月二十四日の北条氏朱印状に「当夜中山ほん意に候条(以下略)」とあることから、中山の地を受け取ったこと、もしくは中山城が完成したということであると指摘しており、中山城は天正十年十二月から閏十二月にかけて北条氏邦によって築かれた城館であると述べている。今回中山が後北条氏の手落ちた時期につき、関係文書を蒐集して改めて検討してみたが、斎藤氏の説を裏付ける結果となった。
- (49) 前掲註(6)
- (50) 前掲註(41)
- (51) 「甲斐国志」一二一『戦国遺文』後北条氏編三巻 一三九〇号文書 東京堂出版
- (52) 黒田基樹「戦国期白井長尾氏に関する基礎的考察」『武田氏研究』一三号。後に「白井長尾氏の研究」と題し『戦国大名と外様国衆』文献出版 一九九七年に再録
- (53) 黒田基樹「謙信の関東侵攻」池享・矢田俊文編『定本上杉謙信』所収 高志書院 二〇〇二年。後に「上杉謙信の関東侵攻と国衆」と題し同著『戦国期東国の大名と国衆』に再録 岩田書院 二〇〇一年。『安中市史』四巻 原始古代中世資料編 解説 二〇〇一年
- (54) 前掲註(5)
- (55) 「連華定院文書」『信濃史料』一五巻 四九九頁
- (56) 「連華定院文書」『信濃史料』一五巻 五〇一頁

- (57) 「連華定院文書」『信濃史料』一五卷 五〇〇頁
- (58) 『国語大辞典』尚学図書編 小学館 一九八一年
- (59) 直江兼續書状「歴代古案」五 『信濃史料』一六卷 六六頁
- (60) 逸見大悟「戦国末期にみる秩序の再構築―上杉景勝の信州北部支配を中心として―」『信濃』五六卷 五号 二〇〇四年
- (61) 前掲註(53) 『安中市史』
- (62) 前掲註(1)
- (63) 「諸州古文書」十一 内閣文庫所蔵 『戦国遺文』武田氏編一卷 二五〇号文書 東京堂出版
- (64) 前掲註(13)
- (65) 前掲註(7) 赤見初夫氏(d) 論文